

## 第8 経済産業省

### 不当事項

#### 補助金

- (223) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの  
 (227)

所管、会計名及び科目	経済産業省所管 一般会計（組織）中小企業庁 （項）経営革新・創業促進費 （項）中小企業事業環境整備費 東日本大震災復興特別会計 （組織）経済産業本省 （項）経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定） （項）エネルギー需給構造高度化対策費
部局等補助の根拠	経済産業本省、資源エネルギー庁、中小企業庁、2 経済産業局 予算補助
補助事業者（事業主体）	県2、会社等2、計4 補助事業者 (1 県)
間接補助事業者（事業主体）	4 会社
補助事業	被災事業者自立支援事業、ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業等
事業費の合計	2,207,428,784 円
補助対象事業費の合計	2,105,201,631 円
上記に対する国庫補助金交付額の合計	1,075,187,983 円
不当と認める補助対象事業費の合計	53,339,577 円
上記に対する不当と認める国庫補助金相当額の合計	34,813,351 円

### 1 補助金等の概要

経済産業省所管の補助事業等は、地方公共団体、会社等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

## 2 検査の結果

本院は、合规性、経済性等の観点から、13 道県、49 市町村及び 450 会社等において、実績報告書、決算書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。このほか、一部の地方公共団体等について、資料の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した。

その結果、1 県、4 会社、計 5 事業主体が実施した被災事業者自立支援事業、ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業等に係る国庫補助金 34,813,351 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- |                               |     |             |              |
|-------------------------------|-----|-------------|--------------|
| (1) 補助金が過大に交付されていたもの          | 2 件 | 不当と認める国庫補助金 | 8,719,329 円  |
| (2) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの | 1 件 | 不当と認める国庫補助金 | 15,823,460 円 |
| (3) 補助の目的外に使用していたもの           | 1 件 | 不当と認める国庫補助金 | 8,165,732 円  |
| (4) 補助対象事業費を過大に精算していたもの       | 1 件 | 不当と認める国庫補助金 | 2,104,830 円  |

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。